

第2 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものである。

項の判定にあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表を参考とすること。

1 共通事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその使用実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定すること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第2-1表（イ）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表（ロ）欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の（ア）から（ウ）までに該当するもの。

（注1）（ア）から（ウ）までの具体的な運用に必要な判断基準を第2-2表に示すので参考とすること。

（注2）（ア）から（ウ）までのいずれかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

（ア） 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

（イ） 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

（ウ） 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

第2-1表

区分	(イ) 主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む)
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クローク、プロダクション又は観覧場の会議室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場 (その他上欄を準用)	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、売店、展示室、遊戯室、遊技室、クローク、託児室、サロン、談話室、結婚式場
(2) 項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品室、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、談話室、クローク
(2) 項ハ	客席、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2) 項ニ	客席、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、休憩室、事務室	シャワー室、厨房、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、託児室、会議室
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診察室、集会室、喫茶室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、売店、プール、サウナ室、写真室、催物室、展望施設、喫茶室
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、娯楽室、体育施設
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付、臨床研究室、霊安室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美・理容室、浴室、喫茶室
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室

区分	(イ) 主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む)
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、教養室	食堂、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、談話室、学生会館の集会室、運動施設、学童保育室、同窓会・PTAの事務室、コミュニティスクール
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、託児室
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場、売店、小規模サウナ、コインランドリー
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預かり所、ロッカー室、仮眠室、救護室	売店、食堂、旅行案内所、喫茶室、両替所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会所	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場、売店、図書室、研修室、喫茶室
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療所、娯楽室、浴室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、リハーサル室、ホール	売店、食堂、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、管理室
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室 (商品保管に関する作業を行うもの)	売店、食堂、専用駐車場、展示室
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫、談話室、控室、教養室、浴室、視聴覚室	売店、食堂、専用駐車場、診察室、体育室、喫茶室

第2-2表

条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設備、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、又はその他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分（以下「独立用途部分」という。）のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立用途部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立用途部分。ただし、令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）（以下「(2)項二等」という。）の用途に供される部分を除く。

（注）独立用途部分に(2)項二等とそれ以外の用途が混在する場合は、それ以外の用途の部分についてのみ当該規定を適用する。

なお、共用される部分の床面積の按分は次によること。

- （ア） 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- （イ） 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- （ウ） 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

（例示）

独立用途部分の店舗の用に供される部分の床面積を算定する。

延べ面積	1,400㎡	
店舗面積	250㎡	
事務所面積	1,000㎡	
共用部分面積	150㎡	の建物の場合

① 共用部分の按分計算を行う

$$150\text{㎡（共用部分面積）} \times \frac{250\text{㎡（店舗面積）}}{1,000\text{㎡（事務所面積）} + 250\text{㎡（店舗面積）}} = 30\text{㎡（按分）}$$

② 店舗部分が300㎡以上になるかどうかを計算する。

店舗に供される部分の合計面積

$$A\text{（店舗部分）} + B\text{（按分により店舗に算入された共用部）} = 250\text{㎡} + 30\text{㎡} = 280\text{㎡} (< 300\text{㎡})$$

③ 店舗部分が延べ面積の10%以下となるかどうかを計算する。

$$\frac{280\text{㎡（店舗に供される部分の合計面積）}}{1,400\text{㎡（延べ面積）}} = 20\% (\geq 10\%)$$

したがって、店舗の用途に供される部分の床面積が300㎡未満であるが、延べ面積の10%以上となるため複合用途防火対象物(16)項イとなる。

(3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

なお、令別表第1(6)項イ、ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、便宜上の詳細分類であり、当該詳細分類が混在する場合でも、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。

ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの用途に供するものとして必要とされる技術上の基準を満たすこと。

(5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、(1)から(4)までによるほか、次により取り扱うものであること。（第2－3表参照）

ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は当該令別表防火対象物に該当するものであること。

ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(注) ① 一般住宅は、(2)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を判定すること。

第2－3表

	ア	イ	ウ	エ
項目	住宅＞令別表で50㎡以下のもの	住宅＜令別表	住宅＞令別表で50㎡を超えるもの	住宅≒令別表
例示				
項	一般住宅	令別表防火対象物	複合用途防火対象物	複合用途防火対象物

(注) 住宅：一般住宅の床面積 令別表：令別表防火対象物の床面積

(6) 一般住宅と同一敷地内に存する住宅専用の自動車車庫、倉庫等は、(1)ただし書きにより、一般住宅として取り扱うものであること。

(7) 共同住宅の1の住戸に所有者が入居する住戸（以下「所有者住戸」という。）が存する場合の用

途については、所有者住戸とそれ以外の住戸で共用する部分がある場合は所有者住戸も共同住宅の一部として取り扱い、共用する部分がない場合は、所有者住戸は一般住宅として取り扱うものであること。

(8) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1各項のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(9) 高圧ガス保安法に係る設備等が存する建築物又は工作物は、令別表第1に掲げる防火対象物として法第17条の消防用設備等の規制対象となるものであること。

2 複合用途防火対象物

- (1) 1(2)から(5)までにより、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること（(2)項二等の用途に供される部分が存するものは除く。）。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うこと。

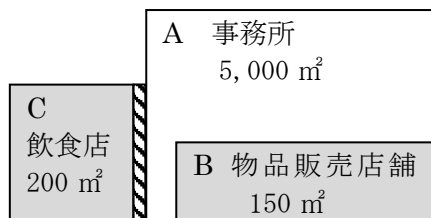
ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ床面積の10%以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。



※当該主用途部分（共同住宅）以外の独立用途部分の床面積の合計が300㎡以上であるため複合用途として取り扱うが、特定用途部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積10%以下でかつ、300㎡未満のため、令別表第1(16)項ロとして扱う。
なお、収容人員も主用途での算定とする。

- (2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置については、それぞれ区画された部分ごとに1(2)イ及び2(1)を適用するものであること。



※(A+B)部分は、令別表第1(15)項の防火対象物として、C部分は同表(3)項ロとして取り扱う。

3 住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供する場合（民泊）

- (1) 住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するものに関する用途の取り扱いについては、その業態に応じ下記によること。（第2－4表参照）

ア 住宅宿泊事業法に基づく施設

届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。）については、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものとする。

ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する旨をいう。）の届出が行われた届出住宅（家主居住型）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。）の床面積の合計が50㎡以下となるときは、当

該届出住宅は、住宅（法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物の部分を含む。）をいう。）として取り扱うものとする。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途を判定した上で、棟ごとにその用途を1及び2により判定すること。

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく施設

原則として、令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものとする。

ただし、アの届出住宅と同様の利用形態となることが確認できるときは、アを準用して用途を判定すること。

ウ 特区民泊（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条に基づく施設）

本市においては「特区民泊」の事業を開始する条件として、家主が同居するホームステイ型の民泊（家主居住型と同じ。）は認められていないため、令別表第1（5）項イとして取り扱うこととなること。

- （2） アにおける「宿泊室の床面積」の算定は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積で算定し、押入れや床の間は含まないものとする。
- （3） イの「届出住宅と同様の利用形態となることが確認できるとき」とは、防火対象物の関係者から「一戸建て住宅又は共同住宅等の一住戸において宿泊のサービスを提供すること」、「宿泊室の床面積の合計」、「人を宿泊させる間、居住者が不在となるか否かの旨」等が確認できる図面や書類等により確認すること。
- （4） 一戸建ての住宅の一部において、令別表対象物の用途に供される部分が存する場合は、当該部分を除いてアを適用した上で、棟の用途としては1及び2により判定すること。

第2－4表 用途の取扱い

	家主居住型	家主不在型
戸建住宅	① 宿泊室が50㎡以下の場合 一般の戸建住宅と同様に取り扱い、新たな対応は不要。 ② 宿泊室が50㎡を超える場合 旅館・ホテル・宿泊所等と同様に取り扱う。	○ 旅館・ホテル・宿泊所等と同様に取り扱う。
共同住宅等の	① 宿泊室が50㎡以下の場合 一般の共同住宅と同様に取り扱い、新たな対応は不要。 ② 宿泊室が50㎡を超える場合 旅館・ホテル・宿泊所等と共同住宅が混在した建物と同様に取り扱う。	○ 旅館・ホテル・宿泊所等と共同住宅が混在した建物と同様に取り扱う。

※家主居住型：住宅に人を宿泊させる間、家主が滞在・同居しているもの

家主不在型：住宅に人を宿泊させる間、家主が滞在・同居せず不在となるもの

別表 令別表第1の定義等

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(1) 項 イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	客席を設けて、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見世物等を公衆に見せ、又は聴かせる施設をいう。 1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観覧する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	野球場 寄席 音楽堂 競輪場 各種競技場 サーカス 相撲場	1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。 3 本項の防火対象物は、誰でも当該対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物としては取り扱わないものであること。
(1) 項 ロ	公会堂 集会場	集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。 公会堂、集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興業的なものを観覧し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。	市民会館 文化会館 貸ホール 集会場 貸講堂 貸会議室 公民館 葬祭場	1 興行的なものとは、映画、演劇、音楽、見世物、舞踏等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。（＊反復継続とは、月5日以上使用するものをいう。） 2 利用者が特定されている集会所は本項に該当する。（＊利用者が特定されている場合とは、利用者が町（地区）の住民に特定されている場合をいう。） なお、消防用設備等の規制については令第32条を適用して、(15)項に掲げる防火対象物に準じた扱いをしてよい。
(2) 項 イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	主として洋式の設備を設けて、客席において接客をし、又は客にダンスをさせる設備を有する者をいう。 1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	バー サロン クラブ ディスコ	1 「キャバレー」及び「カフェー」とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項1号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又はこれと同等な形態を有するものをいう。 2 「ナイトクラブ」とは、風営法第2条第1項1号の適用を受ける「特定遊興飲食店営業」に該当するもの又はこれと同等な形態を有するものをいう。
(2) 項 ロ	遊技場 ダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	基会所 マージャン店 パチンコ店 ボーリング場 ゲームセンター ビリヤード バッティングセンター アイススケート場	1 一般的に風営法第2条第1項第4号及び5号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。 2 飲食を主とするものは(3)項ロとして取り扱う。 3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教習場等は、(15)項として取り扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	Ⅰ 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号に規定するもの） イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次の（ア）、（イ）に掲げる風営法施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの） （ア）ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）	ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ ヌードスタジオ のぞき劇場 出会い系喫茶 セリクラ 同性の客に役務提供するファッションヘルス等	店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等、(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されるものについては、本項として取扱わない。
(2) 項ハ		（イ）のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの） ウ ア及びイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、正常な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定めるもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。） 2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 イ 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗		
(2) 項ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次のア～ウに掲げるものをいう。 ア 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 イ 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営	インターネットカフェ 漫画喫茶 複合カフェ テレフォンクラブ 個室ビデオ	一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは(2)項ロとして扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
		法第2条第9項に規定するもの) 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 ウ 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）		
(3) 項イ	待合 料理店 その他これに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。	料亭 割烹	一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。（(2)項イに該当するものを除く。）
(3) 項ロ	飲食店	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール 結婚披露宴会場 ライブハウス スタンドバー	1 飲食を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱う。 3 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット 物品販売業 展示場	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 画廊 ガソリンスタンド コンビニエンスストア 自動車販売展示場	1 卸売問屋は本項として取り扱う。 2 レンタルショップは本項として取り扱う。 3 展示室（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの
(5) 項イ	旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。	保養所 ユースホステル ロッジ モーテル 簡易宿泊所 ウィークリーマンション レンタルルーム 民泊サービス	1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱う。 2 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次に掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。ただし、(2)項ニに該当するものは除く。 ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいたること。 エ 施設利用に対して料金を徴収していること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。（(5)項ロとして扱う。）

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(5) 項 口	寄宿舍 下宿 共同住宅	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子生活支援施設 （児童福祉法第38条） 小規模住居型児童養育事業を行う施設（ファミリーホーム）	1 長屋は本項に該当しない。 2 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては棟全体を本項として取り扱う。 3 研修所に付帯する宿泊所で、不特定の者を宿泊させ、短期間（1か月未満）利用する形態は、(5)項イとして取り扱う。 4 通常のマンション等において、個別の世帯ごとに訪問介護等を受けている場合は、(5)項口として取り扱う。 5 サービス付き高齢者向け住宅のうち、(6)項口及びハのどちらにも該当しないもの。 6 共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年7月29日厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。）は本項として取り扱う。 7 救護施設（(6)項口(2)を参照）における居宅生活訓練事業を行う居宅のうち、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものは本項として取り扱う。 8 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業をいう。（児童福祉法第6条の3第8項） なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み(6)項口又はハとして取り扱うこと。

第3章第1節

第2 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 イ (1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができるものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）を有すること。 (ii) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。 2 「その他の総務省令で定める診療科名」とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるものをいう。 ア 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科 イ アに掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称 ウ 歯科 エ 歯科と医療法施行令第3条の3第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称 3 療養病床とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。 4 一般病床とは、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外の病床をいう。	病院 介護医療院	1 「消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定める病院もの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。（則第5条第3項） ア 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制 イ 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制 2 介護医療院について (1) 介護医療院とは、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設で、介護保険法第107条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 （介護保険法第8条第29項） (2) 介護医療院が存する(6)項イに掲げる防火対象物において、患者（介護医療院の入所者を含む。）を入院（介護医療院にあっては「入所」という。）させるための施設を有する数に応じて、次により取り扱う。 この場合において、営業主、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断する。 ア 20人以上：病院 イ 19人以下：診療所 (3) 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するものをいう。）は、療養病床として取り扱う。
(6) 項 イ (2)	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	5 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆または特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。 6 特定診療科名については、(6)項イ(1)参照	診療所 介護医療院（(6)項イ(1)に該当するものを除く。）	1 一日平均入院患者数が1未満のものにあつては(6)項イ(3)として取り扱う。 2 介護医療院については、(6)項イ(1)の備考欄を参照すること。
(6) 項 イ (3)	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	7 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く）を行う場所であつて、妊婦又はじょうけい婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。	病院 診療所 助産所	同一敷地内に病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（外来棟等）が独立した棟としてある場合、当該棟の用途は令別表第1(6)項イ(3)となるが、消防用設備等の規制については令第32条を適用して、(6)項イ(4)に掲げる防火対象物に準じた取り扱いをしてよい。
(6) 項 イ (4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		診療所 助産所	1 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱う。 2 保健所は、(15)項として取り扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 口 (1)	老人短期入所施設	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (老人福祉法第20条の3)		
	養護老人ホーム	2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (老人福祉法第20条の4)		
	特別養護老人ホーム	3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者等を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (老人福祉法第20条の5)		
	軽費老人ホーム (介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。)	4 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人福祉法第20条の2の2から前条までに定める施設を除く。）をいう。 (老人福祉法第20条の6)		「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者が入居することを想定した部分（介護居室等）の定員が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であるもの、又は、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるものをいう。（以下同じ。） なお、「定員」は福祉部局への届出等に記載された定員数とするが、届出がされていない施設にあっては第2－5表により算定すること。 (有料老人ホームにおいて同じ。) (用途の判定は第2－1図参照)
	有料老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)	5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又は洗濯、掃除等の家事若しくは健康管理の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 (老人福祉法第29条)		サービス付高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的とした共同住宅等のうち、左記の定義に該当するものは有料老人ホームとなる。（(6)項口(1)に該当するものは、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。） なお、状況確認サービス及び生活相談サービスのみを提供している場合又は入居者が個別に訪問介護等を受けている場合は(5)項口として取り扱う。 (用途の判定は第2－1図及び第2－2図参照)
	介護老人保健施設	6 介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 (介護保険法第8条第27項)		
	老人短期入所事業を行う施設	7 「老人短期入所事業」とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。 (老人福祉法第5条の2第4項)		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 口 (1)	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)	8 「小規模多機能型居宅介護事業」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等につき、これらの者の心身の状態、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。(老人福祉法第5条の2第5項)		「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、複数の要介護状態区分が3以上の者に宿泊サービスを提供する日が1か月間に5日以上あるものをいう。(以下同じ。) ただし、宿泊サービス提供の記録や運営規定等により、当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービスを利用することができる定員の半数以上とならないことが明らかであるものは、(6)項ハ(1)として取り扱う。 (用途の判定は第2-3図参照)
	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	9 「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、65歳以上の者であって、認知症(介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。)であるために日常生活を営むのに支障がある者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)等につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。 (老人福祉法第5条の2第6項)	認知症グループホーム	
	その他これらに類するもの	10 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。) (規則第5条第6項)	お泊りデイサービス(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。) 複合型サービスを行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)	老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターのうち宿泊サービスを提供するもの(「千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日条例第66号)」第101条第4項に該当するもの)で、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものは本項に該当する。 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う施設で、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものは本項に該当する。 「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。(以下同じ。)
(6) 項 口 (2)	救護施設	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (生活保護法第38条第2項)		
(6) 項 口 (3)	乳児院	12 乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第37条)		
(6) 項 口 (4)	障害児入所施設	13 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。 (児童福祉法第42条) (1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 (2) 医療型障害児入所施設 日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 口 (5)	障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。) 短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。) 共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)	14 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項) 15 「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項) 16 「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)		障害者支援施設、障害者短期入所施設及び障害者共同生活援助施設において、「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者が施設全体の定員又は入所者数の概ね8割を超えるものをいう。 また、入所者が短期間で入れ替わることにより用途が定まらない場合は、必要に応じて3ヶ月程度以上の一定期間の過半期間において上記の状態が認められることを目安に判断すること。 なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考としながら、福祉部局と連携し障害の程度を適切に判断すること。

第3章第1節

第2 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ(1)	老人デイサービスセンター	1 老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 2 の 2）		宿泊サービスを提供するものにあつては、（6）項口(1)その他これら類するものを参照のこと。
	軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）	（6）項口(1)定義 4 参照		
	老人福祉センター	2 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 7）		
	老人介護支援センター	3 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 7 の 2）		
	有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）	（6）項口(1)定義 5 参照		サービス付き高齢者向け住宅については、（6）項口(1)備考を参照のこと。 なお、本項に該当するのは、有料老人ホームとなるもののうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるもの以外のものであること。
	老人デイサービス事業を行う施設	4 「老人デイサービス事業」とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項）	お泊りデイサービス（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。） 複合型サービスを行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。）	
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。）	（6）項口(1)定義 8 参照		
	その他これらに類するもの	5 老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。（（6）項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。）（規則第 5 条第 8 項）		老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターのうち宿泊サービスを提供するもの（「千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 19 日条例第 66 号）」第 101 条第 4 項に該当するもの）で、（6）項口(1)に該当しないものは本項に該当する。 介護保険法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスを行う施設で、（6）項口(1)に該当しないものは本項に該当する

第3章第1節

第2 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ(2)	更生施設	6 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法第38条第2項)		
(6) 項ハ(3)	助産施設	7 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第36条)		
	保育所	8 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第39条)		
	幼保連携型認定こども園	9 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところにより設置される施設をいう。 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項)		幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用途については、原則次のとおりであること。 1 幼稚園型 (6)項ニ 2 保育所型 (6)項ハ(3) 3 地方裁量型 (6)項ハ(3)
	児童養護施設	10 児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを擁護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第41条)		児童養護施設における本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設(「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知)中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。)についても、本体施設と同じ用途の(6)項ハ(3)として取り扱う。 また、小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケア(「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。)についても、本体施設と同じ用途の(6)項ハ(3)として取り扱う。
	児童自立支援施設	11 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第44条)		
	児童家庭支援センター	12 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第44条の2)		
	一時預かり事業を行う施設	13 「一時預かり事業」とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 (児童福祉法第6条の3第7項)		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (3)	家庭的保育事業を行う施設 その他これらに類するもの	14 「家庭的保育事業」とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。 (児童福祉法第6条の3第9項) 15 業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう。((6)項口に掲げるものを除く。) (規則第5条第9項)		
(6) 項 ハ (4)	児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童発達支援を行う施設 (児童発達支援センターを除く。) 放課後等デイサービスを行う施設 (児童発達支援センターを除く。)	16 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第43条) (1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 (2) 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療 17 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。 (児童福祉法第43条の2) 18 「児童発達支援」とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (児童福祉法第6条の2の2第2項) 19 「放課後等デイサービス」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。 (児童福祉法第6条の2の2第4項)		【参考・平成30年3月31日までは、「情緒障害児短期治療施設」であったもの】 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (改正前 児童福祉法第43条の2)
(6) 項 ハ (5)	身体障害者福祉センター 障害者支援施設 (避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。)	20 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 (身体障害者福祉法第31条) (6) 項口(5)定義14参照		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (5)	地域活動支援センター	21 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項)		
	福祉ホーム	22 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項)		
	生活介護を行う施設	23 「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項)		
	短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）	(6) 項口(5)定義15参照		
	自立訓練を行う施設	24 「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)		
	就労移行支援を行う施設	25 「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項)		
	就労継続支援を行う施設	26 「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項)		
	共同生活援助を行う施設 (避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。)	(6) 項口(5)定義16参照		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 二	幼稚園 特別支援学校	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		1 小学校、中学校等に置かれる特殊学級は、本項に該当せず（7）項として扱う。 2 同一敷地内の寄宿舎で本項対象物と一体として運用されている場合は、本項として扱う。
(7) 項	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修大学 各種学校 その他これらに類するもの	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から7までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校 警察学校 理容学校 学習塾 外国語学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピューター学校 経理学校 看護学校 予備校等 職業訓練所 自動車教習所	1 学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は本項として取り扱う。 2 各種学校等の認可を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が115.7㎡以上※のものを本項として取扱い、それ未満のものは（15）項として取り扱う。 ※各種学校規定第10条（昭和31年12月5日文部省令第31号） 3 個人教授所的なもので、学校の形態を有しないものは、（15）項として取り扱う。（そばん、書道塾等） 4 放課後児童クラブ、アフタースクール等の放課後児童健全育成事業を行う施設は、（15）項として取り扱う。
(8) 項	図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。	郷土館 記念館 科学館 文学館 点字図書館	学校（7）項の敷地内にある図書館は（7）項として扱う。
(9) 項 イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。	ソープランド ロマン風呂 サウナ風呂	
(9) 項 ロ	公衆浴場	（9）項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱う。

第3章第1節

第2 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の発着場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	大桟橋 鉄道駅舎 バスターミナル 船舶発着ターミナル 空港施設	
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	工場 作業所	工場又は作業所とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。	製造所 集配センター	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。 3 運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については(14項)として取り扱う。
(12) 項 ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを製作する施設をいう。		ラジオスタジオは(15)項として扱う。
(13) 項 イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、道路運送車両法第2条第2項に定める自動車（原動機付き自転車を除く）を運行中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。	ゴルフカート格納庫	1 事業所の従属部分となる自動車車庫又は駐車場は、本項に該当しない。 2 駐輪場及び原動機付自転車を収容する施設は、(15)項扱いとする。 3 自走できない未登録車の保管庫は(14)項として扱う。
(13) 項 ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		自家用の農業収納庫は、原則として令別表の防火対象物として扱わない。
(15) 項	その他の事業所	その他の事業所とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。	官公署、事務所 銀行 理容室、美容室 ラジオスタジオ 発電所、変電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園、動物病院 スポーツ施設 電車車庫 納骨堂 駐輪場 針灸院、接骨院 職業訓練施設 研修所 クリーニング店（取り次ぎ店） 住宅展示場 車検場 子どもルーム 放課後児童クラブ バス停留所上屋 エステティック店 コインランドリー	1 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しないものにあつては、本項として取り扱う。 2 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取り扱う。

第3章第1節

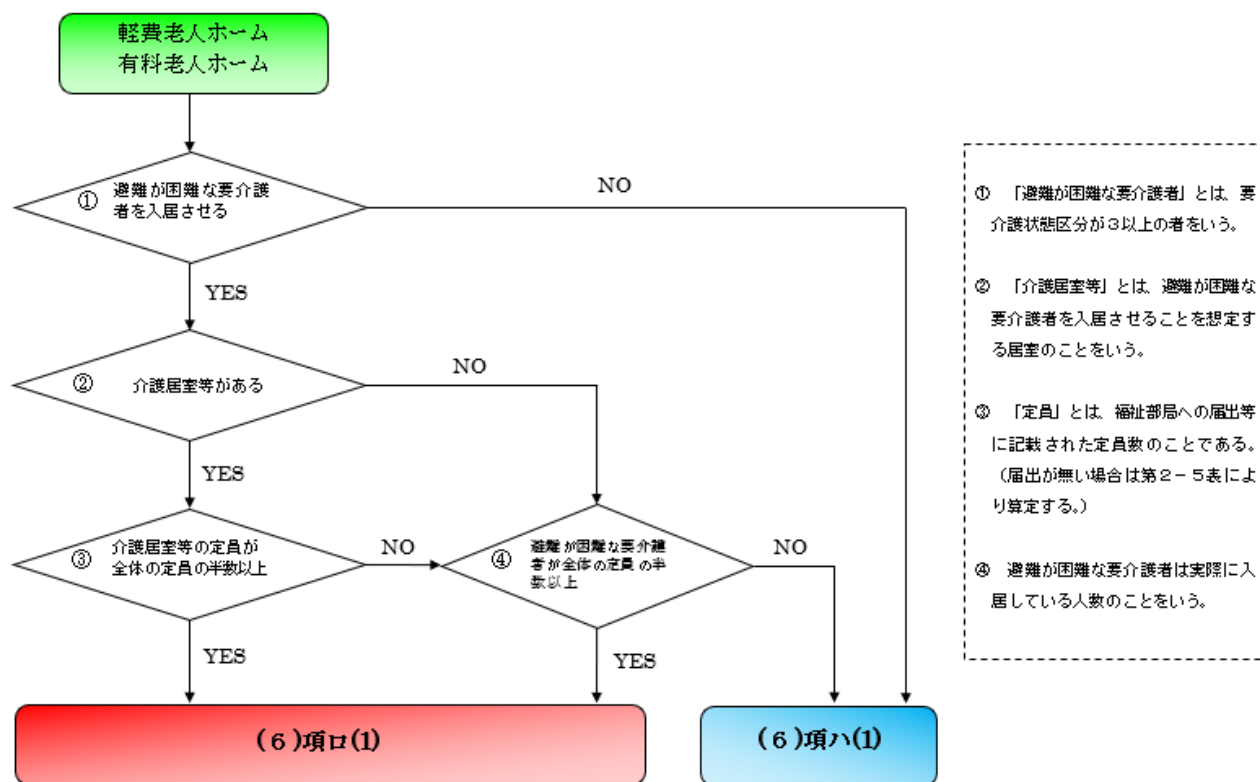
第2 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。			令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱う。
(16) 項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。			
(16の2) 項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)は、地下街に含まれないものであること。
(16の3) 項	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。)			「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」(昭和56年6月20日消防予第133号)第1.1を参照すること。
(17) 項	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建築物	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。 5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。		本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塙等が含まれるものであること。

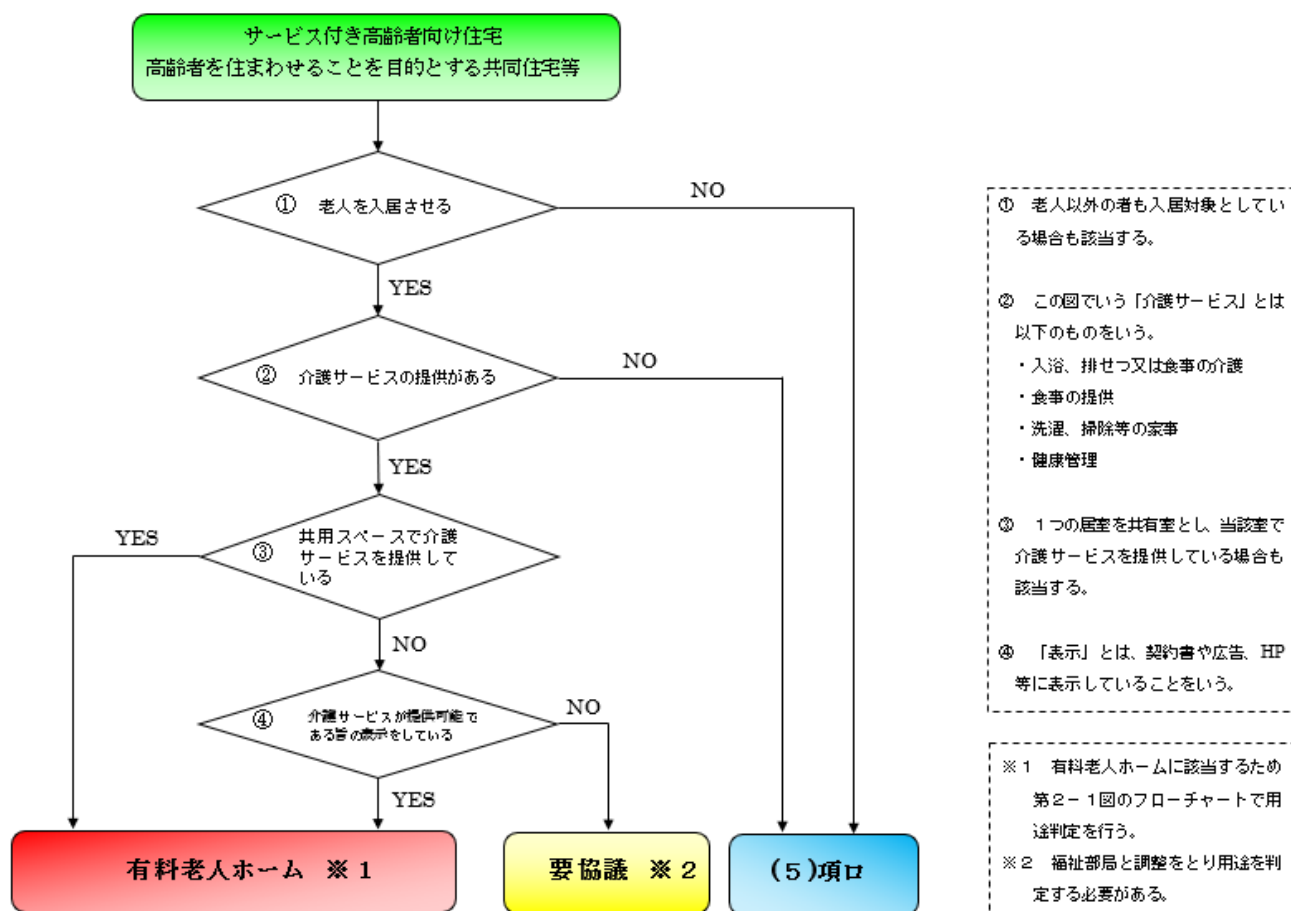
第3章第1節

第2 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

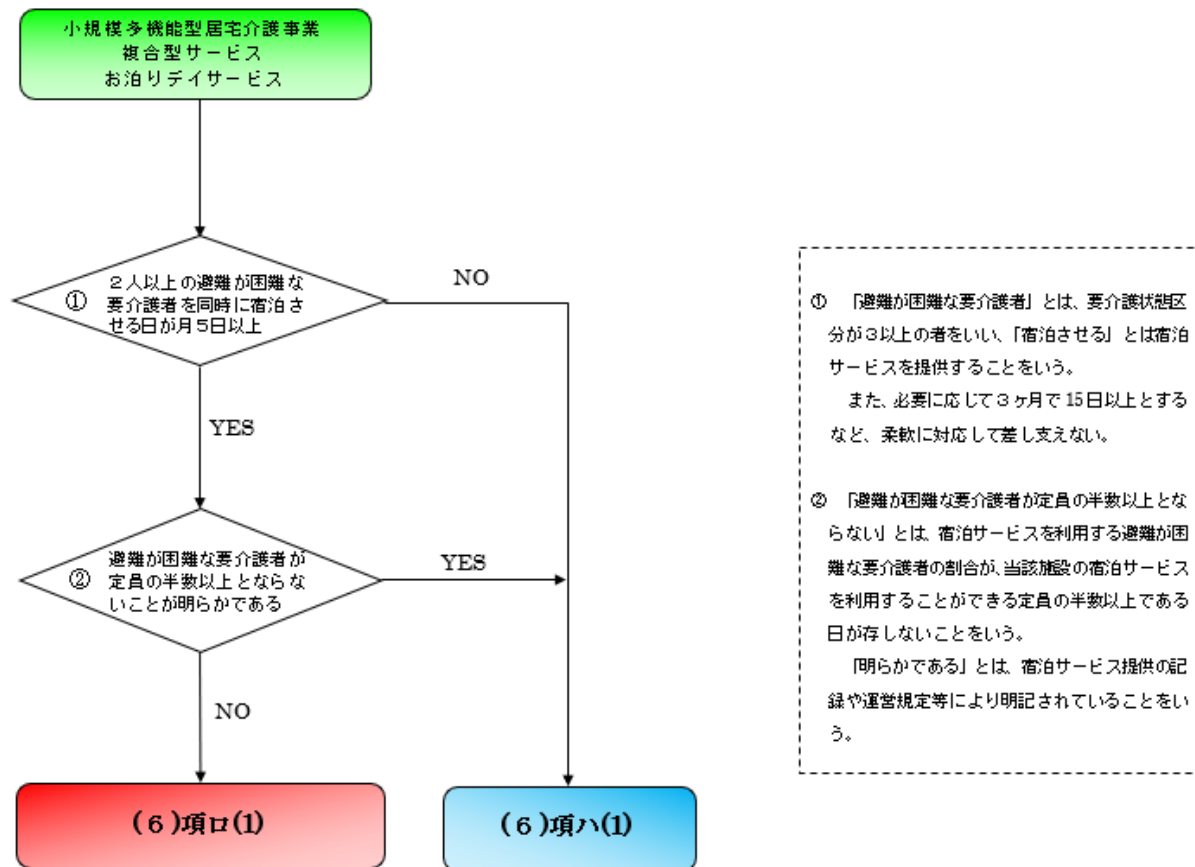
項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(18) 項	延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19) 項	市町村長の指定する山林			
(20) 項	総務省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。		1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。 (1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶 ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係留中の船舶 ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第32条に規定する船舶 総トン数20トン未満の漁船でもっぱら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの 2 鉄道営業法、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。 (1) 鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車 (2) 新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室。 (3) 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室。 3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める次に掲げるものが該当する。 (1) 火薬類（火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては2,000個、実包、信管又は火管にあっては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。 (6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車



第2-1図 入居施設の用途判定フローチャート



第2-2図 サービス付き高齢者向け住宅等の用途判定フローチャート



第2-3図 宿泊施設の用途判定フローチャート

第2-5表 届出がされていない施設の定員算定

届出がされていない場合の定員の算定方法		
有料老人ホーム ※1	一般居室	原則1人とするが、入居者が夫婦である等プライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士であって、かつ、居室の面積が31.9㎡以上の場合に限り、定員を2人とすることができる。 ただし、各階に談話・娯楽・集會室等の共同生活室の設置がある場合は、上段下線部の面積を23.45㎡とすることができる。
	介護居室	原則1人とするが、入居者が夫婦である等プライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士であって、かつ、居室の面積が23.45㎡以上の場合に限り、定員を2人とすることができる。ただし、定員を2人とする居室にあっては各ベッドから廊下への出入口までの通路幅は概ね1.2mとすること。
軽費老人ホーム ※2	居室	原則1人とするが、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合で、当該居室の面積が31.9㎡以上のものは2人とすることができる。 ただし、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が談話室、娯楽室又は集會室及び食堂として使用することが可能な部屋）により構成される区画内の居室にあっては、上段下線部の面積を23.45㎡とすることができる。
お泊りデイサービス ※3	個室	原則1人とする。
	個室以外	1人あたり7.43㎡以上の広さを有するものとし、パーテーションや家具などにより利用者同士のプライバシーが確保されたものとする。 また、1室あたり4人以下とすること。

※1 「千葉市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日付け千葉市保健福祉局長通知）」の規定を準用したものである。

※2 「千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定を準用したものである。

※3 お泊りデイサービスの定員上限は、日中のデイサービスの定員の半数又は9人のいずれか小さい人数とすること。